

# 山形県協会バスケットボール U15 委員会規程

## 第 1 章 総 則

### 【名称及び事務局】

第 1 条 本委員会は山形県バスケットボール協会 U-15 委員会(部会)と称する。

第 2 条 本委員会の事務局は「代表委員会の指定するところ」におく。

### 【目 的】

第 3 条 本委員会（部会）は山形県協会に所属し関係諸団体と連携して、U15 世代におけるバスケットボール競技の健全なる普及・発展を図ることを目的とする。

### 【事 業】

第 4 条 本委員会（部会）は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 チーム及び競技者の JBA 登録に関すること
- 2 競技委員会の事業に関すること  
全国 U15 選手権大会山形予選会・山形県 U14 バスケットボールリーグ・U15 クラブバスケットボールリーグの開催
- 3 育成委員会の事業に関すること  
地区育成練習会、県育成練習会、山形県ブロック選抜育成交流会の開催  
U14 東日本育成交流会（本県開催時のみ）、  
U13 南東北育成交流会・U14 南東北育成交流会の開催（本県開催時のみ）
- 4 普及委員会・審判委員会・TO 委員会・広報委員会の事業に関すること  
中学生（U15）のバスケットボールに関する普及・発展のために必要と認める活動（普及活動）・規則・審判に関する活動、技術の向上と強化、広報活動、関係諸団体との連携
- 5 その他、本委員会（部会）の目的達成に必要な事項  
指導者養成委員会・強化委員会・裁定委員会・  
スポーツ医科学委員会の事業に関する活動

第 5 条 本委員会（部会）は前条の事業遂行のため、次の委員会を置いて、それぞれの事業を行う。それぞれの委員会の構成は別に定める。

#### （1）ユース育成委員会

- 1 普及事業の計画・実施
- 2 地区育成練習会、U13・U14 県育成練習会、ブロック選抜交流会・東日本育成交流会（本県開催時のみ）  
U13 南東北育成交流会・U14 南東北育成交流会の開催（企画・運営）
- 3 優秀選手の選考  
（ナショナルキャンプ・ジュニアユースアカデミートライアウト推薦）
- 4 その他、普及・強化に関する事項

- (2) 競技委員会
  - 1 全国 U15 選手権大会 (Jr.ウインターカップ) 山形県予選会・山形県 U14 バスケットリーグ(県リーグ)・U15 クラブリーグ(Y.LEAGUE)の開催 (企画運営)
  - 2 各種大会の要項作成と開催
  - 3 その他、競技に関する事項
- (3) 審判委員会
  - 1 審判活動の計画・実施
  - 2 各種競技会の審判・TO 割り当てとその審判・TO
  - 3 審判の向上事業
  - 4 その他、審判に関する事項
- (4) 指導者養成委員会 県協会指導者育成委員会事業に則る
  - 1 指導者研修会の計画・実施
- (5) 強化委員会 県協会強化委員会事業に則る
- (6) 広報委員会 広報委員会の事業は事務局員 (広報担当) が行う。
- (7) 裁定委員会
  - 1 指導者・サポーター (保護者) のマナー・規範意識の向上を図る
  - 2 U15 委員会事業 (大会) ごとに規律委員を選定し、配置する。
  - 3 インテグリティの事象に対する対処。
- (8) TO 委員会 県協会 TO 委員会事業に則る
- (9) 普及委員会 県協会普及委員会事業に則る
- (10) スポーツ医科学委員会 県協会スポーツ医科学委員会事業に則る
- (11) 事務局
  - 1 U15 委員会 (部会) の年間計画の作成
  - 2 山形県中学校体育連盟及び山形県バスケットボール協会との連携
  - 3 広報事業の計画・実施
  - 4 各大会の記録の処理
  - 5 ホームページ作成
  - 6 関係諸団体に対する連絡・報告
  - 7 JBA 登録に関する業務
  - 8 本委員会の財政収支に関する業務
  - 9 その他、渉外並びに庶務に関する事項

## 第2章 役員

### 【役員及び委員】

第6条 本委員会に次の役員および委員を置く。

各委員長の任期 1 年とし、再任は妨げないが、最大 8 年間までとする

1 顧問 若干名（中体連専門部長及び前年度 U15 委員長、県協会専務理事）

2 委員長 1 名 前年度、ブロック長及びクラブ代表から選出する。

3 副委員長 若干名 前年度、ブロック長及びクラブ代表から選出する。

4 各委員会委員長及び事務局員

（1）競技委員長は前年度ブロック代表競技委員から選出する。

（2）育成委員長は前年度ブロック育成マネージャー及び U13U14 県育成スタッフから選出する。

（3）審判委員長は前年度ブロック代表審判委員から選出する。

（4）裁定委員長は前年度ブロック代表から選出する。

（5）普及委員・スポーツ医科学委員は常任委員会での推薦とする。

（6）事務局員（D-fund 担当）は前年度の各 D-fund 担当者から選出する。

（7）事務局員（JBA 登録担当）は常任委員会での推薦とする。

5 常任委員 25 名以内

顧問（中体連専門部長）（1 名）、顧問（前年度 U15 委員長）（1 名）、  
委員長（1 名）、副委員長（1 名）、

ブロック代表（4 名）、クラブ代表（1 名）、

育成マネージャー（育成委員長）、（1 名）クラブ代表育成委員（1 名）

競技委員長（1 名）、クラブ代表競技委員（1 名）、

競技審判委員長（1 名）クラブ代表審判員（1 名）

裁定委員長（1 名）、普及委員（1 名）、スポーツ医科学 U15 委員（1 名）

事務局長（JBA 登録担当）（1 名）、事務局員（会議担当）、（1 名）

会計（D-fund 担当）（1 名）、広報主任（1 名）、副広報担当（1 名）

6 代表委員 現在 40 名程度

顧問（中体連専門部長）（1 名）、顧問（前年度 U15 委員長）（1 名）、  
U15 委員長（1 名）、U15 副委員長（1 名）、

ブロック代表（4 名）、クラブ代表（1 名）、

U15 育成マネージャー（育成委員長）（1 名）、

U15 ユース育成コーチ（U14 県育成男女監督）（2 名）、

U13 県育成マネージャー（1 名）、U14 県育成マネージャー（1 名）

各地区育成マネージャー（6 名）、クラブ代表育成委員（1 名）、

競技委員長（1 名）、各ブロック代表競技委員（4 名）、

クラブ代表競技委員（1名）、クラブ副代表競技委員、（1名）  
審判委員長（1名）各ブロック代表審判委員（4名）、  
クラブ代表審判委員（1名）クラブ副代表審判委員（1名）  
規律委員長（1名）、普及委員長（1名）、スポーツ医科学U15委員（1名）  
事務局長（JBA登録担当）（1名）、事務局員（会議担当）、  
会計（D-fund担当）（1名）、広報主任（1名）、副広報担当（1名）

7 委員（部員） JBA登録チームのスタッフで各ブロックから選出された者  
各ブロック育成委員・各ブロック競技委員・各ブロック審判委員

8 事務局 若干名

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| (1) 会議担当（事務記録）   | (2) JBA登録担当 |
| (3) D-fund（会計）担当 | (4) 広報担当    |

第7条 委員長・副委員長は前年度ブロック長より、第1回常任委員会の議決により選出する。

- 1 委員長は会務を総括する
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第8条 常任委員は各ブロック及びクラブチームの代表で構成し、代表委員会で承認し、委員長が委嘱する。

- 1 常任委員は各委員会の業務を処理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第9条 事務局は常任委員会が推挙し、代表委員会が承認する。

- 1 事務局は総務（庶務・書記・広報・会計（D-fund担当））を総括する。

第10条 役員・委員の任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1 補充役員および増員による役員の任期は前任者または役員の残任期間とする。
- 2 役員は任期満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

### 第3章 会議

#### 【会議】

第11条 本委員会には次の会議を置く。

- |         |         |        |        |
|---------|---------|--------|--------|
| 1 代表委員会 | 2 常任委員会 | 3 各委員会 | 4 事務局会 |
|---------|---------|--------|--------|

第12条 常任委員会において次の事項を決定または承認する。

- |         |            |            |
|---------|------------|------------|
| 1 事業計画  | 3 役員の決定・承認 | 5 その他の必要事項 |
| 2 予算・決算 | 4 規程の改正    |            |

第13条 代表委員会は定例と臨時に開催されるものとし、定例代表委員会は年1回U15委員長が招集する。臨時代表委員会はU15委員長が必要と認めたとき、または代表委員の過半数からの請求があったときにU15委員長が招集する。

第14条 常任委員会は定例と臨時に開催されるものとし、定例常任委員会は年2回U15委員長が招集する。臨時常任委員会はU15委員長が必要と認めたとき、または常任委員の過半数からの請求があったときにU15委員長が招集する。

第15条 各委員会はU-15委員長または各委員会委員長が招集し、その事項について審議し決定する。

- 1 各委員会の業務
- 2 その他の重要事項

第16条 各会議は構成委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

但し、委任状を提出すれば出席とみなす。議決は出席者の過半数の同意により決する。賛否同数の時はU-15委員長が決める。

#### 第4章 加盟・登録

第17条 本委員会に加盟・登録しようとするチームおよび競技者（U15のバスケットボール競技（全中大会予選を含む）を行おうとする人）は、年度初めに日本バスケットボール協会を経由し、本委員会に加盟・登録しなければならない。

※全国・東北大会・県大会（申請よる）の運営費はJBA登録料から賄われているため

#### 第5章 会計

第18条 本委員会の経費は次のように支弁する。

- 1 日本バスケットボール協会及び山形県バスケットボール協会からの補助金（D-fund）
- 2 各種大会・事業の参加料
- 3 その他（プログラム売上等）

第19条 本委員会の予算・決算は代表委員会の議決を経るものとする。

第20条 本委員会の会計年度は4月1日より3月31日とする。

#### 第6章 附則

第21条 本細則の施行について必要事項に関する細則は別にこれを定めることができる。

第22条 本細則は平成30年4月1日から施行する。

令和 5年7月1日から改訂する。

一般財団法人山形県バスケットボール協会 U15委員会組織図

